

登録販売者が動物用医薬品販売業（特例店舗販売業を除く）の管理者になる場合は以下の要件があります。

店舗販売業、配置販売業

- ア 過去 5 年間のうち薬局、店舗販売業（動物用医薬品特例店舗販売業を除く。）又は配置販売業において、薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間（イにおいて「従事期間」という。）が通算して 2 年以上の者
- イ 従事期間が通算して 1 年以上であって、店舗管理者又は区域管理者としての業務の経験がある者
- ウ 店舗販売業：人用の店舗販売業の店舗管理者の資格を有する者
配置販売業：人用の配置販売業の区域管理者の資格を有する者
- エ 過去 5 年間のうち薬局、店舗販売業（動物用医薬品特例店舗販売業を除く。）若しくは配置販売業又は人用の薬局、店舗販売業若しくは配置販売業において、薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間が通算して 2 年以上の者

卸売販売業

- ア 過去 5 年間のうち薬局、店舗販売業（動物用医薬品特例店舗販売業を除く。）、配置販売業、又は卸売販売業において、薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務（店舗管理者、区域管理者又は医薬品営業所管理者としての業務を含む。）に従事した期間（以下イにおいて「従事期間」という。）が通算して 2 年以上の者
- イ 従事期間が通算して 1 年以上であって、店舗等管理者、区域管理者又は医薬品営業所管理者としての業務の経験がある者
- ウ 過去 5 年間のうち薬局、店舗販売業（動物用医薬品特例店舗販売業を除く。）、配置販売業若しくは卸売販売業又は人用の薬局、店舗販売業、配置販売業若しくは卸売販売業において、薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務（店舗管理者、区域管理者又は医薬品営業所管理者としての業務を含む。）に従事した期間が通算して 2 年以上の者